

④カード、電子証明書の更新手続きを平成27年12月末までに行った場合（廃止⇒新規発行も同様）



住基カードは更新手続きの日から10年間有効となります。

電子証明書は更新手続きの日から3年間有効となります。

(例) 住基カード・電子証明書の有効期限	平成27年12月21日	→	
住基カード・電子証明書 更新日	平成27年12月21日	→	
更新後住基カード有効期限	平成37年12月20日	→	平成37年12月21日失効
更新後電子証明書有効期限	平成30年12月20日	→	平成30年12月21日失効

住基カード・電子証明書それぞれの有効期限までご利用いただけます。

ただし、電子証明書の方が早く有効期限を迎えますが、住基カード及び住基カード用電子証明書は平成27年12月で発行終了となりますので、以降の新規発行・更新手続きは出来ません。

各手続き等で必要となる方は、個人番号カード発行の申請をしていただく必要があります。